



10月臨時教育委員会議事録

1 日 時 平成29年10月10日(火) 午後3時00分から午後3時49分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子
 委員 白石 喜久美
 委員 石丸 哲史
 委員 釜瀬 計
 教育長 遠矢 修

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事佐々木真理子、教育政策課指導主事毛利拓也、子ども育成課社会教育主事河野和道、教育政策課政策係長廣渡惠三、教育政策課政策係企画主査吉田宏枝、教育政策課政策係八木孝平
 ※傍聴 なし

5 議案

①議案第20号 宗像市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針(案)の
 プリックコメントの結果及び最終案の確定について
 (資料1及び当日配布資料) 《承認》

【教育政策課長】 資料1でございます。宗像市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針の策定に向けまして宗像市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第8条に基づき、平成29年9月4日から10月5日までのパブリックコメントを実施しましたのでその結果を報告するとともに同基本方針を決定するものでございます。別紙の様式をお配りしています。市民意見提出手続(パブリック・コメント)の実施結果について、意見の提出状況ですが、おひとりの方で3件の意見を頂いております。その中身ですが11ページの3の(2)の部分でございます。意見といたしましては「学級定数40人での計画は問題だと思います。できれば25人以下、少なくとも30人以下の定数で、議論すべきです。定数減を早急に政府に求めてほしいと思います。学級定数が少なくなれば、1学年も1学級もある程度解消できるのでは。」ということでございます。対応といたしましては原案どおりとさせていただきます。回答といたしましては、「学級定数については、義務教育の根幹をなすものであり、そのため本市では、国や県の基準に従い、小学校1・2年生は35人、その他の学年は40人を基本としております。」としております。それから次に13ページ5の(3)の部分でございます。「学校は給食設備もあり、災害時などの避難所としての役割を果たせます。また、地域行事の場の役割もあります。統廃合を避ける対策をとるべきです。教室があまれば食堂として使用するなど1学級2教室とすれば子どもたちはゆとりある学校生活を送ることができます。また、

法律の変更が必要かもしれませんが、学童保育の部屋、地域への開放などの利用も考えられます。」これも原案どおりとさせて頂きたいと思います。「本基本方針は、本市で育つ子どもたちにとって最適な教育環境を整備するための基本的な考え方についてまとめたものです。防災や地域の交流の場など、学校の持つ地域的な機能の整備については、地域や関係課とも十分に協議を進めていきます。」としています。続きまして3つ目です。「義務教育学校のパブリックコメントでも書きましたが、説明会や意見交換会などを開催する必要があります。パブリックコメントだけで済む問題ではないと思います。」これも原案どおり対応をさせて頂いております。「本方針は学校機能の適正化に関する基本方針を定めたものであり、具体的な個別の計画については、地域等との説明会を開催し、意見交換等を行いながら決めていくこととしております。」ということでこの回答、対応でよろしければご承認いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【遠矢教育長】 事務局の方から説明が終わりました。パブリックコメントとして3件出ておりますが、対応としては原案どおりとしたいという事務局の考えでございました。内容についてはなにか、ご意見、質問等があればお願いします。

【宮司委員】 意見をいただいた方の年齢等はわかりますか。

【教育政策課政策係長】 パブリックコメントで意見を出す際には氏名と住所を書いてもらうことになっていますが、公表はしていません。

【遠矢教育長】 この回答がホームページに載るということですよ。

【教育政策課政策係長】 はい。

【遠矢教育長】 パブリックコメントの意見と回答、両方。

【教育政策課政策係長】 両方載ります。

【釜瀬委員】 この方の3点の質問についてきちんと回答してあるのでご理解していただけるのではないかと考えております。その方の第1番目の思いは少人数にしてほしいと、そうするともっと解決するんじゃないかということに対しては、基準が1・2年生は35人でやっているということも書いてありますし、学校が非常災害時に避難場所として学童保育も含めてもっと活用できるんじゃないかという質問に対して、地域関係と協議してやっているという回答してありますし、またパブリックコメントだけで終わるものではなくて今後も協議をしていくということを回答しているの、この質問者にはこの回答で十分とは言いませんがご理解をしていただけるのではないかなと考えております。

【宮司委員】 釜瀬委員が言われたように、こういうのを出すときこれで決まるのだと思ってるので、この下の「パブリックコメントだけで済む問題ではない」と書いていただいておりますが、この回答を見るとわかると思いますのでいいと思います。

【遠矢教育長】 白石議員ありますか。

【白石委員】 ありがとうございます。意見提出をされたおひとりの方に対しては十分ではないかと思うのですが、今後この方がどう思われて、どうアクセスしてこられるか、ありがたい意見として頂ければと思います。意見提出者がお一人だけというのはなんだか、どうしてなのだろうと少し思うところもありますけれども、できればもっともったくさんの方にご意見を頂けたらと思ったりもします。

【遠矢教育長】 それでは、このパブリックコメントに対する回答は事務局の原案どおり

ということによろしいでしょうか。

【各 委 員】 はい。

【遠 矢 教 育 長】 ありがとうございます。では、回答は原案どおりということで。こちらの適正規模・適正配置等に関する基本方針（案）についてはパブリックコメントの結果、原案どおりということでございますので、この（案）を取って基本方針としたいということでございますけれども、それによろしいでしょうか。

【各 委 員】 はい。

【遠 矢 教 育 長】 何か質問等ございますか。

【各 委 員】 特にありません。

【遠 矢 教 育 長】 議案第19号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。（挙手）

【遠 矢 教 育 長】 全員賛成で議案第19号議案は承認されました

①議案第21号 宗像市立義務教育学校の設置等に関する基本方針（案）の
パブリックコメントの結果及び最終案の確定について
（資料2及び当日配布資料） 《承認》

【遠 矢 教 育 長】 では、引き続きまして、議案第21号 宗像市立義務教育学校の設置等に関する基本方針（案）のパブリックコメントの結果及び最終案の確定についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

【教育政策課長】 はい。本件につきましても提案理由は先程の議案と同理由でございます。別紙をご覧頂きたいと思っておりますけれども、義務教育学校の設置方針につきましても意見提出状況といたしましてお二人の方から7件の意見を頂いております。これも一つずつ読ませて頂きたいと思っております。まず、「国の設置基準に基づいた学校であれば、相応の税金をかけての運営なので問題はないでしょう。しかし、過度に市町村で決定案件を増やす形での設置である場合、税額予算面等での融通を県や国に余分に請求しなければならないので、あまり積極的に賛成はできません。」対応といたしましては、原案どおりとさせていただきます。回答といたしまして、「義務教育学校を設置する場合には、予算やハード面での検討に加え運営の方法等具体的な内容について、地域、学校や県と協議を行いながら、判断をしております。」としております。続きまして、3ページの1の部分です。「義務教育学校設置は、自治体の義務ではなく設置してもよいというものです。設置自治体はまだ少数で、土地の購入が難しい都会や、学校の統廃合が必要な過疎地において、進められているようです。2016年度は、13都道府県で22校が設置されています。このように義務でもない、全国的にも取り組みはこれからという事業に、急いで着手する必要はないと思っております。」これも原案どおりとさせていただきます。「本市では、これまで小中一貫教育を推進してきており、本基本方針に基づく義務教育学校の設置は、教育の質の向上等が期待できることから、今後進めていきたいと考えております。」としております。続きまして4ページ2項目ですけれども、「小学校、中学校の教員免許を持つ教員の確保は難しいのでは。」ということで、これも原案どおりです。「教員免許については、当分の間、小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有するものは、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の教諭等となることができます。なお、小中学校両免許を併有

した教員の配置については「設置に向けた留意事項」の中で示しているとおおり、県等に人的支援を積極的に求めてまいります。」としています。次のページでございます。「独自のカリキュラム作成は難しいのではないかと。どのように進めるのでしょうか。」これも原案どおりです。

「義務教育学校においては、新たな教科の設置も含め、学習指導要領を教育委員会の承認のもと学校独自で柔軟に取り扱うことができるようになっていきます。このことについては、児童生徒や地域の実態から、柔軟な取り扱いが必要かどうか、地域の意見を取り入れつつ、「設置に向けた留意事項」の中で示している検討委員会等で協議を重ね、検討していきたいと考えています。」続きまして、「子どもの成長過程を考えると、小学校、中学校と分かれている方がいいと思います。義務教育学校では、6年生は最上級生としての責任感や、リーダー意識を持つ機会がありません。」これも原案どおりでございます。「本市が設置する義務教育学校は、原則的に施設が一体型の中で9年間を連続して行う教育です。本市の小中一貫教育はもとより、義務教育学校においても、学年の区切りとして4-3-2制等により、最終学年としての9年生はもちろん、4年生や7年生をリーダーとして育てていく教育も行っていきたいと考えています。」次の「中1ギャップ」に対しては、教師の目が行き届くように、1学級の生徒数を減らすという対策が考えられます。」これも原案どおりです。「中1ギャップ」の要因は様々であり、その対策も様々考えられます。義務教育学校における9年間の一貫した教育は、その解消方法の一つであると考えています。」最後に、「義務教育学校設置は大きな問題です。今回のパブリックコメントだけで、市民の声を聴いたとは言えないと思います。市政に関心がある人でも、このパブリックコメントを知りませんでした。市民参画の手続きには、説明会や意見交換会もあります。それらも実施すべきだと思います。」これも先程と同じ意見でございますけれども、これも原案どおりです。「本方針は、義務教育学校の設置等に関する基本方針を定めたものであり、具体的な個別の計画については、地域等との説明会を開催し、意見交換等を行いながら決めていくこととしています。」としております。すべて原案どおりとさせて頂きたいと思っております。以上です。

【遠矢 教育長】 はい、ありがとうございました。事務局の方から説明が終わりました。内容について何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。

【釜瀬 委員】 3番目の小中学校の教員免許のことですが、現在、小学校の先生で中学校の免許を持っておられる方、中学校の先生で小学校の免許を持っておられる方がどのくらいの割合でおられるのか集計されたものがあれば教えて頂きたい。

【遠矢 教育長】 福岡県の場合、小学校の先生のうち中学校の免許を持たれている方が29.4%、逆に中学校の先生で小学校の免許を持たれている方が8.3%です。

【釜瀬 委員】 ありがとうございます。

【遠矢 教育長】 今、県でも、免許を大学等の認定講習の中で取れるような取り組みはしています。もう少し拡大した方がいいのかもしれない。

【釜瀬 委員】 もっと小中学校の先生で、小学校も中学校も免許を持っている先生が多ければ9年の中で人事異動や交流が柔軟にできるのにと感じて質問させていただきました。

【遠矢 教育長】 これから小中一貫教育の推進と合わせて義務教育学校も増えていくでしょうから。そういう両方の免許を持った先生が必要になるということなので、県の方にも方策等をお願いしていく必要があると思っています。他に質問等何かございますか。

【石丸委員】 「独自のカリキュラム作成は難しいのではないかと。どのように進めるのでしょうか。」というところですが、原案どおりでよろしいと思いますが、どのように書いてあるので、例えば「すでに取り組んでいる小中一貫教育のカリキュラムをうまく取り入れながら」とか、ゼロからのスタートではないということを入れると、どのようにというところに対する答えが少し深まるのではないかと思います。もし、効果的であれば検討していただきたい。

【釜瀬委員】 この質問に対しては、小中一貫教育によって義務教育9年間のカリキュラムを精選してより効率的な授業展開が今でも行われているという回答を行ってはどうだろうかと思います。次の6年生のリーダーという質問も、小中一貫教育の中で4年生、それから7年生、9年生でリーダーを養成していると説明されていますし、中1ギャップも9年間の一貫した取り組みが行われることによって解消につながっているという回答をしてあるので、今取り組んでいることをより充実させていくという答弁を理解していただけるのではないかと思います。

【遠矢教育長】 中1ギャップとかリーダー意識のところは今までやってきた小中一貫教育に触れているので、一番上もそのへんに触れたところで書けないかということですね。

【釜瀬委員】 そうです。質問の内容が独自のカリキュラムを新たに作るのは大変じゃないかということではないでしょうか。

【遠矢教育長】 多分、新しい教科をつくったりとかは今までは特区であるとか、国の承認を得てしなくちゃいけなかったのが義務教育学校になったらそれもなくできるというところで違いがあるので、そこを焦点化させた質問かなという風に思って回答しているのでしょうか。ただ、意味は幅広くとらえても悪いことはないですよ。確かに、蓄積があるんだという言い方も。

【阿部主幹指導主事】 今、石丸委員が言われたように、これまで作り上げてきた小中一貫教育のカリキュラムを生かしつつという一言を入れた方がいいかなと思います。

【教育政策課政策係長】 いまからすぐ修正議案を持ってきます。

【石丸委員】 「すでに取り組んできた小中一貫教育のカリキュラムの成果を生かしながら」として、あとは具体的にやっていくというというのはどうでしょう。学習指導要領でも小中のつながりについてかなり踏み込んで記述されているので、それに従ってやるというのはイコールになるわけです。

【遠矢教育長】 では今、意見を頂いたのでちょっと修正をしますけれども他のところで何かございますか。はい。白石委員。

【白石委員】 最後の部分で「今回のパブリックコメントだけで、市民の声を聴いたとは言えないと思います。」と言われておりますけれども、これからすぐご意見が出てくるのではないかなと思ったりするのですけれど、でもこの方法しかないのですか。

【阿部主幹指導主事】 方針についてはこのとおりですが、具体的に回答しておりますように、今後の具体的な個別の計画についてはこの方針案の方針の留意事項の1つ目2つ目の丸に書いておりますとおり、まず地域に説明会をきちんと開きます。そしてその後、具体的な運営方法について地域と一緒に設置検討委員会を設けてその中で具体的に話し合っていきます。

【宮司委員】 はい。さっきも私が言ったのですけれども、こういう案を出すこれで

決定なのだと、もうこれで意見が言えないんだと思ってしまっているからこういう意見が出ると思うので、今、阿部主幹が言われたようにここでちゃんと説明しているのでこれはいいと思います。これで決定ではなくこれから地域で具体的な話し合いをするときに意見を言いたい方は意見を言えるということですよ。これは、この回答で良いかと考えます。

【石丸委員】パブリックコメントへの対応についてはもともと型が決まっているわけですよ。だから、それをご存じではない方が、さっき宮司委員が言われたように「これで終わり」みたいに誤解をされて「今言っとかない」と。パブリックコメントを行う段階でその辺の説明はちゃんとしてあるわけでしょう。

【教育子ども部長】市民参画の条例では4要件あります。一つは審議会、もう一つはこのパブコメ、それともう一つが説明会をすること、もう一つは何でしたっけ。形式的には条例に従いますとパブコメ一つでもいいのですけれども、以前からパブコメだけでは不十分だろうという意見が議員さんなり一部の市民からあっていますので、一番多いのは審議会をしてちゃんと附属機関を設置して、教育委員会は教育機関の附属機関じゃないんですけれども、一般的には市長部局で多いのは審議会をして、審議会も構成員の要件があってちゃんと地域の人を呼びなさいとか、有識者を呼びなさいとか、審議会をしてパブコメをするというパターンが一番多いのですけれども、説明会も必須にすべきだろうという意見の方が一部にいらっしゃる。説明会は例えば個別の施設の建設をやるとか大規模改修とかそういう時は地域の近隣の方にはほぼやっているのですけれども、こういったご意見の方はそれでも市域全域でやりなさいよという意見を言われていらっしゃる場合がありますね。だから、形式的には条例上はこういう風にしていて、うちの考え方としてはやはり校区という縛りがありますので校区の中に対してはこういった説明会を個別にやる。これが市民参画条例の説明会に当たるかどうかということですが、形式的には説明会というのは全市を対象にしたり、他にも色んな縛りがあります。例えばある一定期間前にちゃんと実施しなさいとか、広報に掲載するとか、色んな縛りがあります。ところがなかなか個別の部分の計画になりますとそこまでできない。一番大切なのは地域の方、関係者に対してちゃんと通知してやるということになるのですが、そういう違いに対する意見が出ることもあります。

【遠矢教育長】もう一個は市民ワークショップです。附属機関とパブコメと市民説明会とワークショップの4つ。

【教育子ども部長】ワークショップは大変です。計画づくりを組織づくりから行くと2年くらいかかるかと。

【釜瀬委員】でも、このように意見を出してくれる方がいらっしゃるから、ありがたいです。教育に関心を持ってより良い宗像市の教育を進めていってほしいという思いがある方だろうと思います。

【教育子ども部長】個別の地域に出ていくと、意見がたくさん出てきますね。総論ではなく各論、自分のこととなると意見が出てくる。

【遠矢教育長】今回のこの案は基本方針案、総論ですからそこまで意見は多くない。

【教育政策課長】カリキュラム作成の部分ですけれども、先程ご意見いただきましたように修正をかけました。読ませていただきます。「義務教育学校においては、新たな教科の設置も含め、学習指導要領を教育委員会の承認のもと学校独自で柔軟に取り扱うことができるよう

になっています。このことについては、今まで取り組んできた小中一貫教育のカリキュラムを生かしつつ、児童生徒や地域の実態から、柔軟な取り扱いが必要かどうか、地域の意見をくみ取りながら、「設置に向けた留意事項」の中で示している検討委員会等で協議を重ね、検討していきたいと考えています。」

【遠矢 教育長】 何かほかにありましたら、お願いいたします。

【宮 司 委 員】 これをホームページに出されるときはこの案に対してこういう意見があって、その回答というかたちで出るのですか。

【教育政策課政策係企画主査】 今回の資料とほぼ同じ形で掲載されます。

【宮 司 委 員】 この案は出ないのですか。

【教育政策課政策係企画主査】 案はすでに出ているので、それに対する意見とその回答が今後掲載されることとなります。

【遠矢 教育長】 他にありませんか。なければ議案第 21 号についてはパブリックコメントの回答について一部修正ということで意見が出ましたので、修正しましたけれども原案は原案どおりということになりますね。

【遠矢 教育長】 何か質問等ございますか。

【各 委 員】 特にありません。

【遠矢 教育長】 議案第 19 号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【遠矢 教育長】 全員賛成で議案第 19 号議案は承認されました

【遠矢 教育長】 次回開催予定日は、平成 29 年 10 月 24 日火曜日の午後 1 時から 3 0 4 会議室にて開催します。

平成 29 年 10 月 24 日

遠矢 修

釜瀬 計

